

# 堺市景観条例に基づく大規模建築物等の届出について

## —平成23年12月1日から、建築物・工作物の届出制度が変わります—

### ☆ 堺市景観条例が景観法に基づく条例に改正されました

本市では、平成5年に堺市景観基本計画を策定し、市民や事業者の皆さまと協力しながら景観づくりを進めてきました。この計画策定から15年以上が経過し、景観に対する意識が高まるなど、社会環境が大きく変化していることから、調和と風格ある堺らしい景観を実現するため、景観に関する総合的な法律である景観法に基づく「堺市景観計画」を策定し、あわせて「堺市景観条例」を同法に基づく条例に改正しました。新条例は12月1日に施行されます。

堺市景観計画とは、計画の区域や、良好な景観形成の方針、行為の制限（景観形成の基準）などを定めたもので、本計画では、堺市全域を景観計画区域としています。

### ☆ この条例改正にともなう、主な変更点は次のとおりです

#### ■景観形成の基準が変更されます■

##### ◆変更点 《 地域別景観形成方針に則した建築物・工作物を計画することが求められます 》

- 従来の指導基準を「行為の制限（景観形成基準）」と改め、各基準をより具体的なものにしています。特に、地域の特性を活かした景観形成に向けて、景観計画で示している7つの地域別方針に則した景観形成を図ることとしています。

[7つの地域]

- 都心・周辺市街地景観
- 近郊市街地景観
- 郊外市街地景観
- 田園景観
- 丘陵市街地景観
- 丘陵地景観
- 臨海市街地景観

##### ◆変更点 《 ベースカラーとして使用できる色が限定されます 》

- 建築物のベースカラーとして用いることのできる色彩の範囲は次のとおりです。

色相	明度	彩度
YR（橙）系	6以上	4以下
R（赤）系、Y（黄色）系	6以上	3以下
上記以外	6以上	2以下
無彩色	6以上	—

- サブカラー（ベースカラーとの調和に配慮した色彩）を用いる場合、その範囲を見付面積の概ね1/3以下、アクセントカラーを用いる場合、その範囲を見付面積の概ね1/20以下としています。

#### ■届出の手続きが変更されます■

##### ◆変更点 《 届出前に『事前協議』の手続きが追加されます 》

- 大規模な建築物等の届出にかかる手続きを円滑に行うためにも、届出を行う前にあらかじめ事前協議を行ってください。
- 事前協議を行うにあたっては、事前協議書とともに、「届出に必要な図書」を提出してください。

##### ◆変更点 《 行為の着手の時期が制限されます 》

- 原則として、届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、届出にかかる行為に着手することはできません。

##### ◆変更点 《 基準に適合しない場合、市は、勧告や氏名の公表などを行うことがあります 》

- 法に基づく届出にかかる行為の内容が、堺市景観計画に定める「行為の制限（景観形成基準）」に適合しない場合、景観法等に基づく勧告や氏名等の公表、さらに色彩等の形態意匠については、変更命令を行うことがあります。
- 届出をしない場合や虚偽の届出をした場合、変更命令に従わなかった場合などは、景観法に基づく罰則が適用されることがあります。